

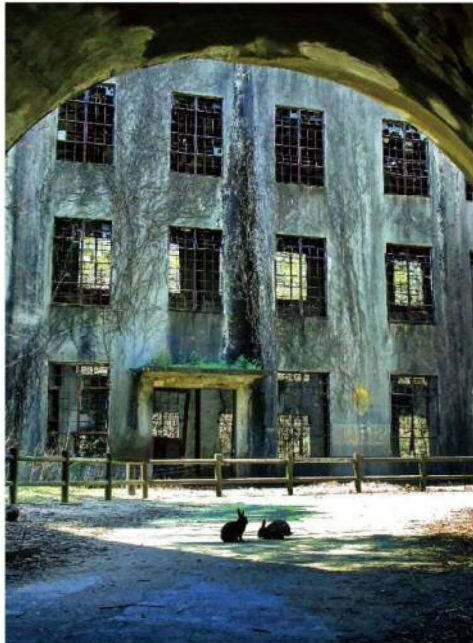
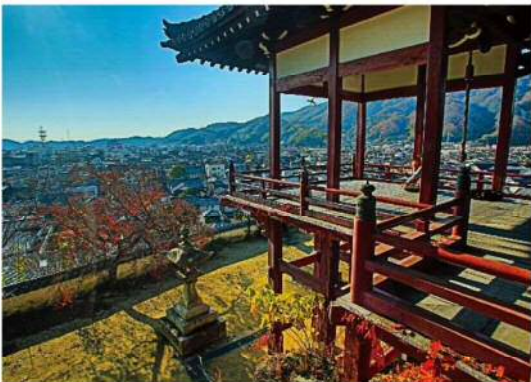
資料 4

LANDSCAPE PLAN OF TAKEHARA CITY

# 竹原市景観計画【概要版】(案)

令和●年●月

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち





## 第1章 景観計画の目的

### 1 景観計画とは

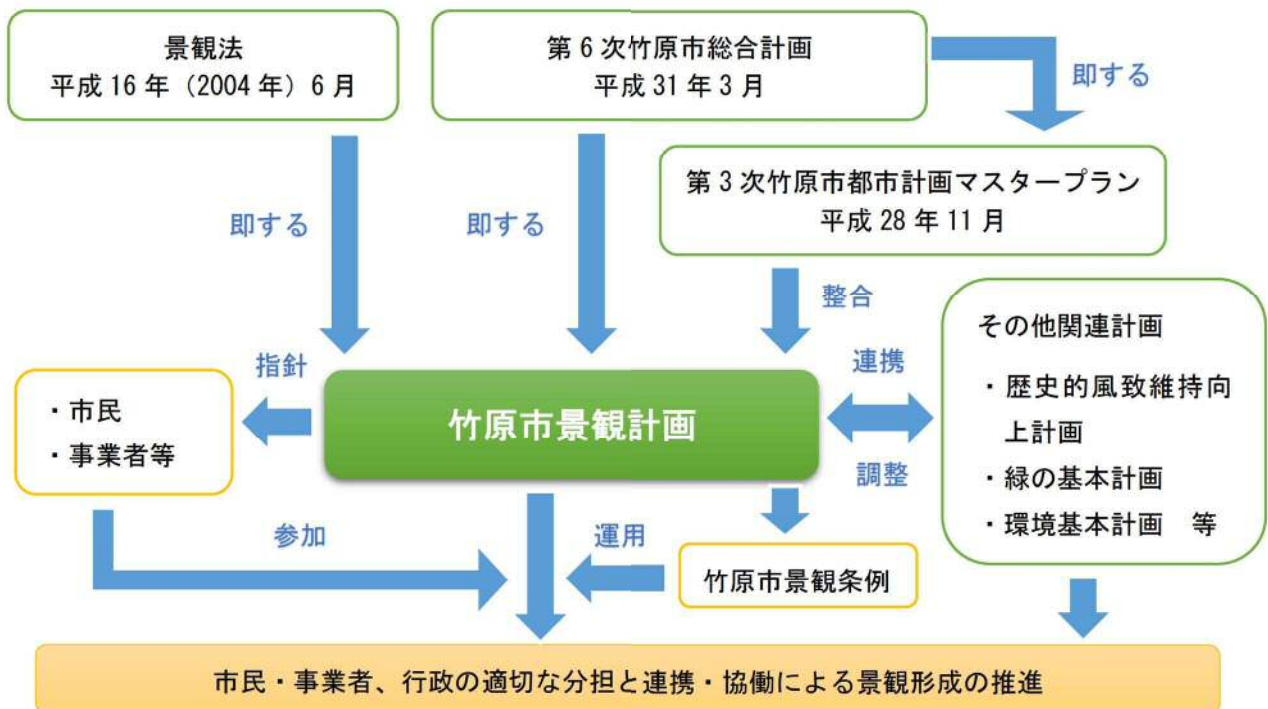
- 「景観計画」とは、「景観法」（平成16年6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。
- 「景観」は、山・海・川などの自然、歴史や文化・伝統行事、道路や公園、建物や看板等のまちを構成する要素のほか、そこに住む人々の暮らしや経済活動などで作られます。
- 「竹原市景観計画」は、本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の将来像や目標、景観形成の方針、行為の制限事項、景観資源等の保全・活用事項、実現に向けた取り組みなどを示す、景観に関する市民、事業者、行政等の指針となるものです。

### 2 景観計画策定の背景・目的

本市では自然や歴史・文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政の連携・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成していくことを目的として、竹原市景観計画を策定しました。

### 3 景観計画の位置づけ




- 「竹原市総合計画」や「竹原市都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、「景観部門のマスタープラン」として、市民アンケート結果や景観づくり勉強会での市民意見、景観計画策定委員会での審議結果等を反映させながら創意工夫のもと策定しました。
- 今後の景観づくりに向けては、景観計画に基づき他の部門別計画との連携や事業などとの調整のもと、取り組みを進めることとなります。



## 第2章 竹原市の景観特性

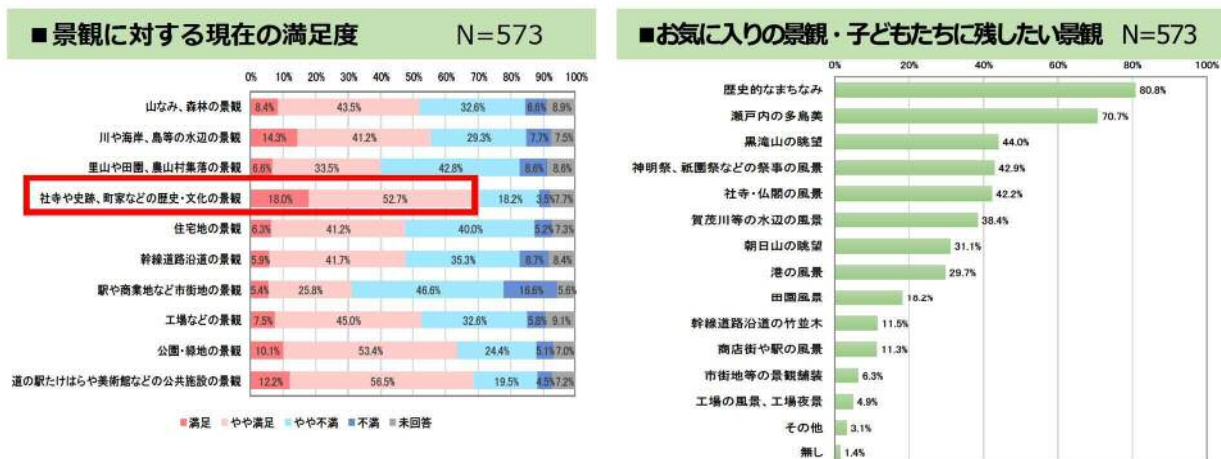
### 1 景観を構成する要素

本市の景観は「自然的景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の3種類に大別されます。

<p><b>自然的景観</b> 瀬戸内海、大久野島・阿波島、仁賀ダム（芙蓉湖）、黒滝山等</p>  <p>黒滝山から見る忠海市街地と多島美</p>	<p><b>歴史・文化的景観</b> 町並み保存地区、伝統行事等</p>  <p>たけはら町並み保存地区（憧憬の路）</p>	<p><b>都市的景観</b> 駅前、市役所周辺、幹線道路沿道等</p>  <p>JR竹原駅前商店街</p>
--	---	---

### 2 市民の考える竹原らしい景観

本市の景観に対する満足度は、『満足』『やや満足』の合計が50%以上を占め、概ね満足度が高い傾向にあります。特に、『歴史・文化の景観』の満足度が高く、本市を代表する景観として維持・保全し、次の世代に引き継いでいく必要があります。



### 3 景観形成に関する課題

良好な景観形成に向けた課題を“保全”、“創出”、“改善”、“仕組みづくり”の観点で抽出しました。

<b>課題1 良好な景観の保全</b>	ランドマークの視点場の適切な維持管理、眺望点の保全・改善、島や海の景観保全、歴史的なまちなみの保存、伝統行事・祭りの保全
<b>課題2 地域資源の価値を高める</b>	駅前や幹線道路沿道の魅力ある景観づくり、市内外への魅力の発信、連続した賑わい景観の形成、市民や観光客が歩きたくなるような景観まちづくり
<b>課題3 景観阻害要素の改善</b>	周囲と調和しない色彩やデザインの建造物や広告物に対する適切なルールづくり、太陽光パネル等の周辺景観との調和、放置されている空き店舗や空き家、空き地の景観阻害要素の解消
<b>課題4 景観形成に向けた仕組みづくり</b>	市民・事業者等と行政一体となった景観まちづくり、景観イメージの醸成

### 第3章 竹原市が目指す景観づくり

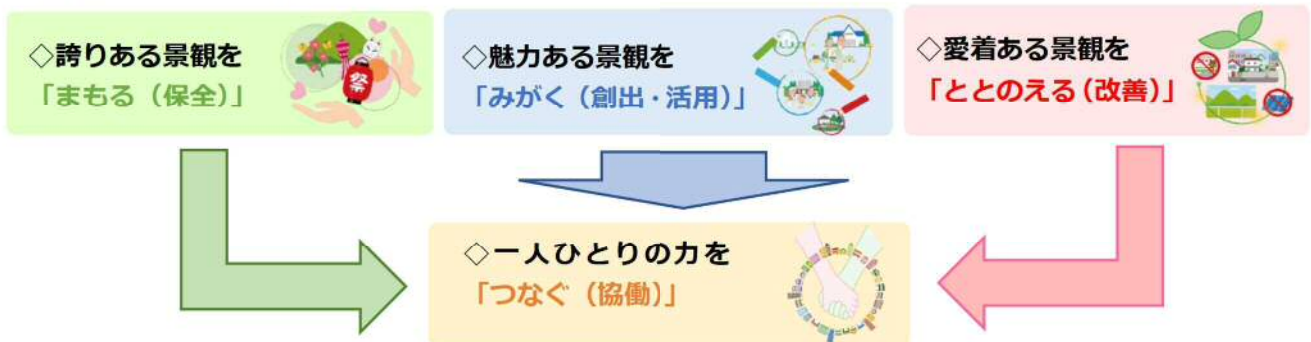
#### 1 景観形成の将来像・基本方針

- ▶ 本市の良好な景観の形成に関する考え方として、市の景観特性や上位計画、市民意向等を踏まえた「景観形成の将来像」と「景観形成の基本方針」を定めます。
- ▶ 市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。ゾーン・軸別の景観形成の方針は本編を参照してください。

#### 景観形成の将来像

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

#### ■ 景観形成の基本方針



#### 2 景観計画区域とゾーニング



### 3 重点地区の景観づくり

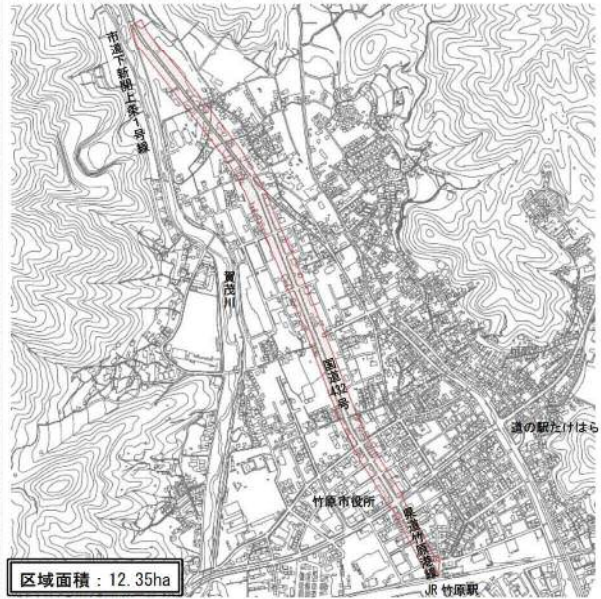
- 景観計画区域内で特に竹原らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区または竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区と位置付け、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。重点地区の景観づくりの詳細は本編を参照してください。
- 重点地区の追加指定にあたっては、市が指定する地区または地域住民等が提案する地区について、所定の手続きを経て実施します。

#### 1. 竹原駅前周辺地区



【地区の概要】「まちなかゾーン」に位置づけており、まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成を目指しています。

#### 2. 竹原シンボルロード周辺地区



【地区の概要】「まちなかゾーン」に位置づけており、シンボルロードとしての竹原らしさと利便性を備えた良好な沿道景観の形成を目指します。

#### 3. 町並み保存地区周辺地区



【地区の概要】「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけており、町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全を目指しています。

#### 4. 忠海市街地周辺地区



【地区の概要】「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけており、歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成を目指します。

## 第4章 良好な景観形成のための行為の制限

### 1 景観法に基づく届出

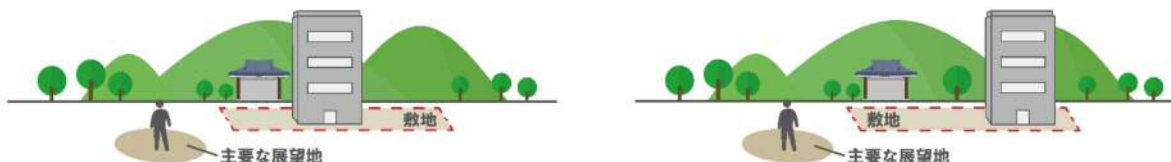
景観計画区域内において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとし、届出の詳細については、本編を参照してください。

行為	届出の対象	適用除外
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの ※重点地区については規模を限定しない	(1) 通常の管理行為又は軽易な行為、非常災害のための応急措置 (2) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為 (3) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為 (4) 同法に基づく竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例により、許可などを要する行為 (5) 自然公園法の特別保護地区、特別地域の規定により許可を要する行為 (6) 都市計画法の地区計画の規定により届出を要する行為 (7) 広島県立自然公園条例、風致地区における建築等の規制に関する条例により許可を要する行為 (8) 広島県自然環境保全条例、広島県文化財保護条例により許可、届出を要する行為 (9) 広島県自然海浜保全条例により届出を要する行為 (10) 市街地再開発事業 (11) 広島市の海の管理に関する条例により、海域の土地利用等の許可を要する行為 (12) 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づき既着手行為
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・本編に示す工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a: 高さ5m及び長さ10mを超えるもの b: 高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの c: 高さ20mを超えるもの	
建築物、工作物の外観の変更	・建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの ※重点地区の建築物については規模を限定しない	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
土地の区画形質の変更	・区画形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
屋外における物品の集積、貯蔵	・集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの	

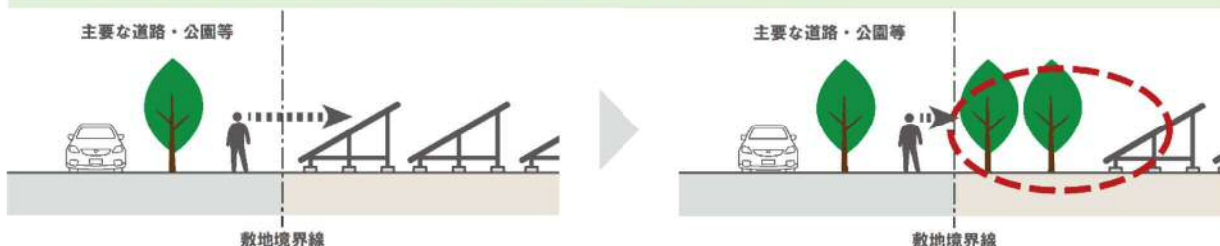
### 2 景観形成基準

景観計画区域を対象として、「1 景観法に基づく届出」に該当する行為について、景観づくりの基準を示します。ここでは一例を示します。詳細は本編を参照してください。

■行為地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう配慮する。



■地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、道路、公園、河川等の公共の用に供する場所から容易に望見されない位置に設けるか、生け垣や植栽等によって遮へいするなどの配慮を行う。



### 3 色彩基準

建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩については、JIS 規格に採用されている「マンセル表色系」を用いて基準を定めます。マンセル表色系による色彩基準は特に景観に配慮すべき地区である重点地区について設定します。色彩基準の詳細は本編を参照してください。

#### ■色彩基準における面積比の考え方

本計画では、建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

**【基調色】**  
外壁各面の 1/5 以上  
大面積で、建築物等の基調となり、建築物等全体のイメージを生む色彩

**【強調色】**  
外壁各面の 1/5 未満  
外壁面に一定割合で使用することにより、基調色を引き立て、建築物等全体の表情（デザイン）に、変化をつける色彩



#### ■町並み保存地区周辺地区の色彩基準例

町並み保存地区周辺地区の色彩基準例

**◀基調色の一例**

- ・基準色（使用可能な範囲）を超える色彩は禁止色とする。
- ・推奨色として低彩度を設定。

町並み保存地区周辺地区の色彩基準例

**◀強調色の一例**

- ・基準色（使用可能な範囲）を超える色彩は禁止色とする。
- ・推奨色として低彩度を設定。

### 4 屋外広告物の表示及び設置

- 本計画では、屋外広告物が景観を構成する重要な要素の一つであることから、「広島県屋外広告物条例」に準拠しつつ、地域特性を考慮した屋外広告物の表示及び掲出に関する適正な規制・誘導を図るための基本方針を設定します。対象とする屋外広告物の詳細は本編を参照してください。
- 特に、本計画における重点地区のうち、町並み保存地区やその周辺など、良好な景観の保全を図る必要性が高い地域においては、地域の景観の特色や眺望景観が阻害されないよう適切な制限を行うこととします。

#### ■屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本方針

	基本方針
景観計画区域 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による不調和又は著しい違和感を生じないように配慮する。</li> <li>・建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめる。</li> <li>・建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。</li> <li>・基調となる色彩は落ち着いた色調を用いるよう努め、原則として彩度の高い色の使用は避ける。また、蛍光色はできるだけ避ける。</li> </ul>
竹原駅前周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一感のある景観を創出するため、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、意匠、照明などを工夫する。</li> </ul>
竹原シンボルロード 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西方寺普明閣からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用は避けるように努める。</li> </ul>
町並み保存地区 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み保存地区との連続性を確保するため、彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。</li> </ul>
忠海市街地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内の多島美など、黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。</li> </ul>



## 第5章 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設

### 1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方

- ▶ 竹原らしい景観形成を進めるためには、地域に点在する優れた景観資源の保全を図るとともに、積極的に景観づくりに活用していくことが大切です。
- ▶ 特に、地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、良好な景観の形成を推進する上で重要となる建造物や樹木、道路・河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。景観重要建造物及び景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理が義務づけられます。

### 2 景観重要建造物

所有者は、建造物を適正に管理するほか、外観の変更や修繕を行う場合に市長の許可を受ける必要が生じます。

#### ■ 市民の考える景観形成に重要な建造物（アンケート結果等より）



旧日の丸写真館  
(国登録有形文化財)



藤井酒造  
(歴史的風致形成建造物)



旧森川家住宅  
(市重要文化財)



礒宮八幡神社

### 3 景観重要樹木

所有者は、樹木を適正に管理し、伐採又は移植には市長の許可を受ける必要が生じます。

#### ■ 市民の考える景観形成に重要な樹木（アンケート結果等より）



バンブー公園の桜並木



国道 432 号沿いの竹並木



小梨の夫婦桜



宿根の大桜  
(市天然記念物)



楠神社のクスノキ  
(県天然記念物)

### 4 景観重要公共施設

公共施設の整備は景観計画に適合するほか、占用等の許可基準を定めることができます。

#### ■ 市民の考える景観形成に重要な公共施設（アンケート結果等より）



賀茂川の石積み護岸



本川の雁木



総合公園バンブー・  
ジョイ・ハイランド

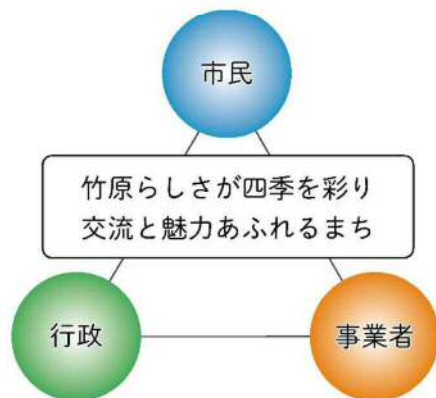


国道 185 号

## 第6章 景観まちづくりの推進

### 1 計画実現に向けた役割

計画実現に向けて、市民、事業者、行政等の様々な立場の人がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進めていきます。



○**市民の役割** | 市民一人ひとりが景観まちづくりの主体であることを認識し、身近なことから地域の景観形成に主体的な参加。また、行政が発信する情報等により、景観への理解を深めるとともに、地区レベルの景観まちづくりの展開など

○**事業者の役割** | 市民とともに景観まちづくりの重要な担い手であることを認識し、事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加・実践。開発を伴う事業では、景観形成基準に適合した上で地域の景観に配慮、住民・行政と連携した景観まちづくりの実践など

○**行政の役割** | 景観形成をリードする公共施設の整備や適切な維持管理の推進。また、良好な景観形成の推進に向けた庁内体制づくり、国や県、近隣の市町等との連携による総合的な施策の実施。さらに、景観に関する情報発信やデータベース化、市民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会や話し合いの場づくりなど、市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動の支援

### 2 良好な景観形成の実現に向けて

竹原市では、良好な景観形成の実現に向けて、景観計画の次なるステップとして、以下の取組を推進します。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである“一人ひとりの力を「つなぐ（協働）」に基づいて推進していきます。

#### (1) 景観まちづくりに関する事業等の実施

- 関係法令等の横断的な活用
- 景観まちづくりに資する事業の継続実施
- 竹原駅前エリアウォークアブルビジョンの実現



酔景の小庭の整備

竹原駅前周辺地区の  
将来イメージ

#### (2) 景観への市民意識の醸成

- 竹原市景観 17 選を活用した景観意識づくり
- まちづくり団体の設置の推進
- 景観づくりガイドライン（仮称）の作成



竹原市景観 17 選

#### (3) 景観まちづくりのルール・体制づくり

- 景観審議会の設置
- 景観アドバイザー制度の導入
- PDCA サイクルに基づく計画の見直し



景観まちづくりの活動の例

#### (4) 防災事業の推進